

欧州連合における欧州会社（SE）の設立

松 田 和 久

- 1 序
- 2 SE規則制定の経緯
- 3 SEに関する基本的規制
- 4 SEの設立と消滅

1 序

欧州連合（EU）域内をその活動領域とする欧州会社（Societas Europaea, 以下「SE」）を規制する「欧州会社規則」⁽¹⁾（以下「SE規則」）が、2004年10月8日に施行された。これは、EU加盟国（以下「加盟国」）の国内法に基づいて設立される会社とは別個の会社形態の創設を認めるものであり、これにより、EU域内においてすでに存在する複数の企業が、国境を超えた企業統合を通して国際競争力を強化することが期待されている。SE規則は7章70条および2つの付属書からなり、公示・設立・運営機関・解散および清算など、通常会社法と同様の構成となっているが、公示・解散および清算など多くの事項について、SEが所在する加盟国の国内法にその規制を委ねている。本稿においては、SE規則制定の経緯・SEに関する基本的規制・SEの設立と消滅について概説する。なおSEの運営機関およびSE規則とあわせて施行された「欧州会社への従業員の関与に関する指令」⁽²⁾（以下「従業員関与指令」）については、紙幅の関係上今回は採り上げない。

(1) Council Regulation 2157/2001/EC of 8 October 2001 on the Statute for a European Company (SE) (OJ L 294, 10 November 2001, p.1).

2 SE規則制定の経緯

欧州共同体（EC）の閣僚理事会に欧州会社に関する規則案が初めて提案されたのは、1970年6月30日であった⁽³⁾。これは欧州委員会の下で構成された専門家グループによる欧州会社に関する提案を再構成したものであり、設立・運営・企業集団・運営機関における従業員代表・税制・欧州商業登記簿など、欧州会社に関するあらゆる規制を284の条文に盛り込んだものであった。当該規則案はその後、欧州議会および経済社会評議会の意見を踏まえて修正され、1975年4月30日に修正規則案⁽⁴⁾が閣僚理事会に提案された⁽⁵⁾。ところが加盟国の多くが、企業集団および従業員代表に関する規制の適用を受けることに抵抗を示したため、修正規則案の採択までには至らなかった。

その後欧州会社に関する議論は停滞していたが、1985年のミラノ欧州理事会および1987年のブリュッセル欧州理事会において、1992年のEC市場統合前に欧州会社規則案を採択する必要性が説かれたことを受け、1988年7月に欧州委員会における議論が再開された。そして経済社会評議会および欧州議会の議論を経て、1989年8月29日に欧州会社規則案⁽⁶⁾が閣僚理事会に提案された。この新たな規則案は1970年の規則案および1975年の修正規則案とは異なり、欧州会社への従業員の関与に関する部分を規則案から分離して指令案⁽⁷⁾として独立させ、またEC会社法指令によって各加盟国の国内法の調整がなされている部分については、規則案自体に定めずに

(2) Council Directive 2001/86/EC of 8 October 2001 supplementing the Statute for a European Company with regard to the involvement of employees (OJ L 294, 10 November 2001, p.22).

(3) Proposal for a Council regulation embodying a statute for the European company (OJ C 124, 10 October 1970, p.1).

(4) Amended proposal for a Council regulation on the statute for European companies (COM (75) 150 final).

(5) 1975年の修正規則案に関する論説として、森本滋『EC会社法の形成と展開』（1984）58頁以下。

(6) Proposal for a Council regulation on the statute for a European company (OJ C 263, 16 October 1989, p.41).

(7) Proposal for a Council directive complementing the statute for a European company with regard to the involvement of employees in the European company (OJ C 263, 16 October 1989, p.41).

国内法の規制に委ねていた。

当該規則案はその後、欧州議会および経済社会評議会の意見を踏まえて修正され、1991年5月16日に修正規則案⁽⁸⁾が修正指令案⁽⁹⁾とともに閣僚理事会に提案された⁽¹⁰⁾。ところが修正指令案が扱う従業員の参加に関して、閣僚理事会における議論が行き詰ったため、修正指令案とともに採択されることが必須条件であった修正規則案の採択が困難となった。しかしながら、企業集団における従業員に対する情報提供および協議について規制する労働相理事会指令⁽¹¹⁾が1994年に採択され、また欧州委員会の下で構成された専門家グループによる報告書⁽¹²⁾が提示されたことを受けて、従業員の参加に関する議論に妥協点が見出された。そして2000年のニース欧州理事会および2001年の欧州議会の承認を経たのち、2001年10月8日に雇用・社会政策相理事会で、欧州会社規則案および従業員関与指令案が採択された。

3 SEに関する基本的規制

(1) 総説

前述のように、SEはEU域内をその活動領域とすることから、その規制について加盟国の国内法との関係が問題となる。この点についてSE規則は、次のような定めをおいている。すなわちSEに関する規制は、原則としてSE規則および定款の定め（SE規則による明確な授権が必要）によるが、SE規則による規制が存在しない

(8) Amended proposal for a Council Regulation on the Statute for a European Company (OJ C 176, 8 July 1991, p.1).

(9) Amended proposal for a Council Directive complementing the statute for a European company with regard to the involvement of employees in the European company (OJ C 138, 29 May 1991, p.8).

(10) 1991年の修正規則案および修正指令案に関する論説として、須網隆夫「ECの会社法」松下満雄編『EC経済法』（1993）128頁以下。

(11) Council Directive 94/45/EC of 22 September 1994 on the establishment of a European Works Council or a procedure in Community-scale undertakings and Community-scale groups of undertakings for the purposes of informing and consulting employees (OJ L 254, 30 September 1994, p.64).

(12) Final report on the 'European Systems of Worker Involvement' by a group of experts—DG Employment and Social Affairs—Commission, 1997.

場合、もしくは部分的な規制のみ存在する場合には、①SEに特に関係する、共同体内で実施され加盟国が採択した法律の規定、②SEの本店が所在する加盟国の国内法に基づいて設立された、公開有限責任会社に適用される当該加盟国の国内法の規定、③SEの本店が所在する加盟国の国内法に基づいて設立された、公開有限責任会社と同様の方法によって規定された定款の定めによる（SE規則9条1項）。

またSEはすべての加盟国において、SEの本店が所在する加盟国の国内法に基づいて設立された公開有限責任会社と同様に扱われることから（SE規則10条）、SEおよび加盟国内の公開有限責任会社に対する規制を同質化する必要がある。そのため前記①の規定はEC指令に基づき、SE規則第一付属書に定める加盟国内の公開有限責任会社⁽¹³⁾にも適用されなければならない（SE規則9条2項）、SEが遂行する事業に関して国内法において特別の規定が存在する場合には、当該SEも当該規定の適用対象となる（SE規則9条3項）。

(2) 会社形態・資本・名称

SEはその会社形態として、資本を株式に分割し、株主の責任をその出資額を限度とする公開有限責任会社を採用しなければならない（SE規則1条1項2項）。これは資金調達および経営の点において、欧州規模でなされる事業を遂行する会社として最も適したものだからである（SE規則前文13項参照）。また資本の単位はユーロで表示され、その引受資本は12万ユーロ以上でなければならないが（SE規則4条1項2項）、加盟国の国内法が、ある種類の事業を遂行する会社に対して、より高額の引受資本を要求している場合には、当該加盟国に本店が所在するSEにも当該規制が及ぶ（SE規則4条3項・9条3項）。ここにいう「ある種類の事業」としては、与信業・金融業・保険業が考えられる⁽¹⁴⁾。そして資本の維持、および株式・社債その他の証券の変動を伴う資本の変動については、SEの本店が所在する加盟国の国内法における、公開有限責任会社に関する規定によるが（SE規則5条）。当

(13) ドイツの die Aktiengesellschaft, フランスの la société anonyme, イギリスの public companies limited by shares もしくは public companies limited by guarantee having a share capital などがこれに該当する。

(14) Carla Tavares Da Costa and Alexandra de Meester Bilreiro, *The European Company Statute*, 2003, p.45.

該規定はEC会社法第2指令⁽¹⁵⁾に基づくものである。なおSEと加盟国内の会社とを容易に識別できるようにするため、SEはその会社名の前もしくは後に「SE」という略語を用いなければならない、SEのみがその略語を用いることができる（SE規則11条1項2項⁽¹⁶⁾）。

(3) 公示

SEに関する公示規制については、EC会社法第1指令⁽¹⁷⁾に基づく加盟国の国内法に委ねられている。すなわち、すべてのSEは本店が所在する加盟国において、EC会社法第1指令3条⁽¹⁸⁾に基づく加盟国の国内法で指定された登記簿に登録しなければならない（SE規則12条1項）、SE規則において文書その他の事項を公示しなければならないとされる場合には、EC会社法第1指令に基づく、SEの本店が所在する加盟国の国内法に定める手続によらなければならない（SE規則13条）。またSEに関する登記および登記の削除をしたときは、前述の公示手続を経た後にEC官報

(15) Second Council Directive 77/91/EEC of 13 December 1976 on co-ordination of safeguards which, for the protection of the interests of members and others are required by Member States of companies within the meanings of the second paragraph of Article 58 of the Treaty, in respect of the formation of public limited liability companies and the maintenance and alternation of their capital, with a view to making such safeguards equivalent (OJ L 26, 31 January 1977, p.1). EC会社法第2指令に関する論説として、森本・前掲注(5)103頁以下。

(16) SE規則が施行される前に、加盟国内に本店がある会社・企業その他の法人格を有する者が、その名称中にSEの略語を用いたとしても、名称の変更は要求されない（SE規則11条3項）。

(17) First Council Directive 68/151/EEC of 9 March 1968 on co-ordination of safeguards which, for the protection of the interests of members and others, are required by Member States of companies within the meanings of the second paragraph of Article 58 of the Treaty, with a view to making such safeguards equivalent throughout the Community (OJ L 65, 14 March 1968, p.8). EC会社法第1指令に関する論説として、森本・前掲注(5)81頁以下。

(18) EC会社法第1指令3条1項2項は、各加盟国において、中央登記簿または商業登記簿もしくは会社登記簿に附置して、各登記会社に関する記録簿を開設し、公示すべき一切の文書および一切の事項を、記録簿に収録するか、または登記簿に記載しなければならない旨を定める。なお当該規定の日本語訳について、山口幸五郎編『EC会社法指令』（1984）25頁以下参照。

(Official Journal of the European Communities) に公表しなければならず、その際にはSEの名称・番号および登記した日付と場所、公示した日付・場所および公示文書の名称、SEの本店および事業内容を記載しなければならない (SE規則14条1項1文2文)。さらにSEが本店を移転した場合にはその旨をEC官報に公表しなければならず、それは移転後の新しい登記をするのと同時にしなければならない (SE規則14条2項)。なおEC官報への公表をするには、前述の公示手続を経た後1ヶ月内にEC出版局に通知しなければならない (SE規則14条3項)。

SEの年次会計および連結会計の作成、年次報告書の添付、会計監査および会計に関する公示については、SEの本店が所在する加盟国の国内法における、公開有限責任会社に関する規定によるが (SE規則61条)、当該規定はEC会社法第4指令⁽¹⁹⁾およびEC会社法第7指令⁽²⁰⁾に基づくものである。また与信業・金融業もしくは保険業を営むSEは、与信業の従事に関するEC指令⁽²¹⁾もしくは保険業の年次会計および連結会計に関するEC指令⁽²²⁾に基づく、本店が所在する加盟国の国内法に定める規定による (SE規則62条1項2項)。

(4) 所在地とその移転

(i) 総説

ある加盟国の国民が他の加盟国において、会社その他の企業を設立することは原則として認められており (EC条約43条1文)、また当該企業の代理店・支店もしくは

(19) Fourth Council Directive 78/660/EEC of 25 July 1978 based on Article 54(3)(g) of the Treaty on the annual accounts of certain types of companies (OJ L 222, 14 October 1978, p.11). EC会社法第4指令に関する論説として、森本・前掲注(5) 249頁以下。

(20) Seventh Council Directive 83/349/EEC of 13 June 1983 based on Article 54(3)(g) of the Treaty on consolidated accounts (OJ L 193, 18 July 1983, p.1). EC会社法第7指令に関する論説として、森本・前掲注(5) 386頁以下。

(21) European Parliament and Council Directive 2000/12/EC of 20 March 2000 relating to the taking up and pursuit of the business of credit institutions (OJ L 126, 26 May 2000, p.1).

(22) Council Directive 91/674/EEC of 19 December 1991 on the annual accounts and consolidated accounts of insurance undertakings (OJ L 374, 31 December 1991, p.7).

は子会社を設置・設立することも認められている（EC条約43条2文）。そして当該設立のためには共同体内に本店⁽²³⁾（registered office）・本部（central administration）もしくは本社（principal place）を設置しなければならず（EC条約48条1文参照）、これらの設置によりいずれの加盟国の国内法の規制を受けるかが決定される。ところがこの点について、実際に事業を遂行する本部もしくは本社が所在する場合に規制対象とする加盟国（ドイツ・フランスなど）と、設立の際に登録をした本店が所在する場合に規制対象とする加盟国（イギリス・オランダなど）とに分かれていることから⁽²⁴⁾、EU域内を活動領域とするSEの所在地を決定するためには、加盟国の国内法の規制によることはできない。

そこでSE規則は、SEの本店を共同体内でかつ本社（head office）が所在する加盟国内に設置しなければならないと定め（SE規則7条1項1文）、さらに加盟国が自国内で登記されているSEに対して、本店と本社とを同じ場所に設置させることを認めている（SE規則7条1項2文）。SEがこの定めに従わない場合、SEの本店が所在する加盟国は一定の期間内に、①本店が所在する加盟国内に本社を新たに設置するか、②SE規則8条に従い本店を移転するかのいずれかを、当該SEに選択させるための措置を講じなければならず（SE規則64条1項）、当該SEが選択をしなかった場合、当該加盟国は当該SEを清算するための措置を講じなければならない（SE規則64条2項）。

(ii) 移転

SEはその本店を他の加盟国に移転することができ（SE規則8条1項1文）、当該移転によってもSEの解散および新たな法人格の創設をもたらさない（SE規則8条1項2文）。

経営機関もしくは執行機関⁽²⁵⁾は移転案を作成し、SEの本店が所在する加盟国の国内法が定める手続に基づいて公示しなければならず（SE規則8条2項1文・13条）、当該移転案にはSEの現在の名称・本店・番号および以下の①～⑤に掲げる事項を記載しなければならない（SE規則8条2項2文）。①移転後の本店、②移転後

⁽²³⁾ 原語の直訳ならば「被登記営業所」とすべきであるが、わが国の会社が本店所在地を管轄する登記所において登記しなければならないとされている（商法9条・54条参照）ことに鑑み、本稿においては「本店」と表記する。

⁽²⁴⁾ Da Costa and Meester Bilreiro, supra note 14, p.46.

のSEの定款および新しい名称（変更がある場合）、③従業員の関与に関する事項が移転により承継されること、④移転の予定表、⑤株主および債権者を保護するためのあらゆる権利。また経営機関もしくは執行機関は、当該移転が法律的・経済的に正当である旨、および当該移転には株主・債権者および従業員の移転を伴う旨を説明した報告書を作成しなければならない（SE規則8条3項）。

SEの株主および債権者は、当該移転を承認する株主総会が開催される少なくとも1ヶ月前に、本店に備え置かれている移転案および報告書を検査し、これらの文書の謄本を無償で取得することができる（SE規則8条4項）。また加盟国は、自国内で登記されているSEの移転の場合に、移転に反対する少数株主を保護するための国内法の規定を適用することができる（SE規則8条5項）。そして移転案の承認は公示の後2ヶ月内になされなければならない、また有効投票の3分の2以上の多数により成立するが、SEの本店が所在する加盟国における公開有限責任会社に関する法律において、それより厳格な決議要件が要求されている場合はそれによる（SE規則8条6項1文2文・59条1項）。

SEは移転案の公示前に生じたあらゆる債務について弁済しなければならない、その際には移転前のSEの本店が所在する加盟国が定める条件に従い、債権者その他SEに関する権利を有する者（公法人を含む）の利益が十分保護されていなければならない（SE規則8条7項1文）。また加盟国はSEが弁済する債務について、公示後かつ移転前に生じた債務についてもその範囲内とすることができる（SE規則8条7項2文）。なおこれらの規制は、公法人に対する弁済もしくは支払保証に関する加盟国の国内法が、SEに適用されることを妨げるものではない（SE規則8条7項3文）。そして当該弁済の後、SEの本店が所在する加盟国における裁判所・公証人その他の検査機関は、移転前になすべき行為および手続が完了したことを証明する証明書を発行しなければならない（SE規則8条8項）。

前述の証明書が提出され、かつ移転後の本店が所在する加盟国において、登記手

- (25) SEの運営機関については、経営権限が経営機関（management organ）に、監督権限が監督機関（supervisory organ）にそれぞれ属する二層方式（two-tier system）と、経営権限と監督権限が執行機関（administrative organ）に属する一層方式（one-tier system）とが定められており、SEはそのいずれかを選択することになる（SE規則38条（b））。

続が完了したことの証明がなされることにより、移転の登記の効力が発生し（SE規則 8 条 9 項）、SEの本店の移転およびそれに伴う定款の変更は、新たな本店に関する登記簿に登録された日に効力が発生する（SE規則 8 条 10 項・12 条）。また移転の登記の効力が発生した場合、移転後の登記所は移転前の登記所に対して通知し、当該通知の受領の時に移転前の登記の削除の効力が発生する（SE規則 8 条 11 項 1 文 2 文）。そして移転後の登記および移転前の登記の削除については、加盟国において公示されなければならない（SE規則 8 条 12 項・13 条）、当該公示により新たな本店の存在を第三者に対抗できるが（SE規則 8 条 13 項 1 文）、移転前の登記の削除についての公示がなされていない場合、新たな本店の存在について第三者が悪意であることを証明しない限り、本店の存在を第三者に対抗できない（SE規則 8 条 13 項 2 文）。

加盟国は自国内において登記されているSEに関し、適用される法律の変更を伴う本店の移転の効力を発生させない旨を国内法に規定することができ、この場合には移転案の公示から 2 ヶ月内に、加盟国における有資格機関が移転の反対をしなければならず、当該反対は公共の利益を理由とする場合のみ認められる（SE規則 8 条 14 項 1 文 2 文・6 項）。また EC 指令に基づいて SE が加盟国の会計検査機関による検査を受ける場合には、当該検査機関も本店の移転に反対する権限を有する（SE規則 8 条 14 項 3 文）。なお当該反対は司法当局による再審査の対象となる（SE規則 8 条 14 項 4 文）。さらに SE に対して解散・清算・破産・支払停止その他これらに類似する手続がなされた場合には、SE は本店の移転をすることができない（SE規則 8 条 15 項）。なお他の加盟国に本店を移転した SE が、移転の効力が発生する前に生じた訴訟原因に関する訴訟を提起された場合でも、移転前に SE が登記されていた加盟国において本店を有していたものとみなされ、当該訴訟が移転の後に提起された場合でも同様である（SE規則 8 条 16 項）。

4 SEの設立と消滅

(1) 総説

SEの設立方法としては、合併・持株会社の設立・子会社の設立・転換の 4 つが

認められているが、いずれの場合においても、本店および本社が共同体内に所在する既存企業が設立主体となる（SE規則 2 条 1 項～ 4 項）。従って本社が共同体内に所在しない会社は原則としてSEを設立することはできないが、ある加盟国の国内法に基づいて設立され、当該加盟国に本店を有し、当該加盟国経済と実質的・継続的結びつきを有する会社が、SEの設立に参加することができる旨を、加盟国の国内法において定めることができる（SE規則 2 条 5 項）。

他方、SEの解散・清算・破産・支払停止およびこれらに関する公示については、SEの本店が所在する加盟国における、公開有限責任会社に適用される規定によるものとされ（SE規則 63 条・ 65 条）、これらの規定およびSEの公開有限責任会社への転換に関する規定を除き、SE規則においてはSEの消滅についての詳細な規定を設けていない。

(2) 合併によるSEの設立

(i) 総説

加盟国の国内法に基づいて設立され、本店および本社が共同体内に所在する公開有限責任会社⁽²⁶⁾は、合併によりSEを設立することができ、この場合において当事会社のうち少なくとも 2 つは、異なる加盟国の国内法の規制を受けていなければならない（SE規則 17 条 1 項・ 2 条 1 項）。これにより設立されたSEは、その本店が所在する加盟国の国内法における公開有限責任会社として扱われる（SE規則 3 条 1 項・ 15 条 1 項）。なおすべての当事会社は、合併に関するSE規則による規制が存在しない場合、もしくは部分的な規制のみ存在する場合には、EC会社法第 3 指令⁽²⁷⁾に基づいて制定された加盟国の国内法における、公開有限責任会社の合併に関する定めによる（SE規則 18 条）。

合併の方式としては吸収合併と新設合併が認められ、その手続についてはEC会社法第 3 指令の定めによる。すなわち吸収合併の場合は、一つまたは複数の会社

(26) SE規則第一付属書に定められた会社をいい、前掲注(13)に掲げた会社が該当する。

(27) Third Council Directive 78/855/EEC of 9 October 1978 based on Article 54(3)(g) of the Treaty concerning mergers of public limited liability companies (OJ L 295, 20 October 1978, p.36). EC会社法第 3 指令に関する論説として、森本・前掲注(5)313頁以下。

(消滅会社)が清算することなく解散し、消滅会社のすべての資産および負債を存続会社に移転したうえで、消滅会社の株主に対して存続会社の株式の発行、もしくは合併交付金⁽²⁸⁾の交付を行う(SE規則17条2項1文(a)・29条1項, EC会社法第3指令3条1項)。これに対して新設合併の場合は、すべての当事会社(消滅会社)が清算することなく解散し、消滅会社のすべての資産および負債を新設会社に移転したうえで、消滅会社の株主に対して新設会社の株式の発行、もしくは合併交付金の交付を行う(SE規則17条2項1文(b)・29条2項, EC会社法第3指令4条1項)。その結果、吸収合併の場合は存続会社が、新設合併の場合は新設会社がそれぞれSEとなる(SE規則17条2項2文3文)。

(ii) 手続

当事会社の経営機関もしくは執行機関⁽²⁹⁾は合併条項案を作成しなければならず、それには以下の①～⑨に掲げる事項および当事会社が定めたその他の事項を記載しなければならない(SE規則20条1項2項)。①SEとなる会社を含めた各当事会社の名称および本店, ②株式交換比率および合併交付金の額, ③SEにおける株式割当の条件, ④SEにおける株式保有者が、利益その他の特別な待遇を受ける資格を有する日, ⑤当事会社の行った取引の会計効果がSEに帰属する日, ⑥株式その他の証券保有者に対してSEが付与する権利および付与の基準, ⑦合併条項案を検査する鑑定人および当事会社の執行機関・経営機関・監督機関・管理機関の構成員に対する特別利益, ⑧SEの定款, ⑨従業員関与指令に基づく、従業員の関与に関する決定の手続。

各当事会社は以下の①～⑤に掲げる事項を加盟国の官報に公表しなければならず、この場合加盟国において特別な措置を講じなければならない。(SE規則21条)。①すべての当事会社の会社形態・名称および本店, ②EC会社法第1指令3条2項に

(28) 合併交付金の額は、発行株式の券面額(額面のないときにはその算定額)の10%を超えてはならない(EC会社法第3指令3条1項)。

(29) ここにいう「経営機関もしくは執行機関」とは、前掲注(25)とは異なり、加盟国の国内法における公開有限責任会社の運営機関を意味する。これは加盟国の国内法における公開有限責任会社の運営機関について、経営権限と監督権限を1つの機関に帰属させる制度(イギリスなどが採用)と、2つの機関に分属させる制度(ドイツなどが採用)とが存在するからである。

基づいて、各当事会社に関する文書が収録されている登記簿および登記簿の掲載番号、③当事会社の債権者の権利の実行に関する決定および当該決定に関する完全な情報が無償で入手できる住所、④当事会社の少数株主の権利の実行に関する決定および当該決定に関する完全な情報が無償で入手できる住所、⑤SEとなる会社の名称および本店。このうち③および④に関連して、各当事会社が属する加盟国は、当事会社の債権者・社債権者および株式以外の証券所有者の利益を保護するため、公開有限責任会社の合併に関する国内法の規定を適用しなければならない、その際には国境を越えた合併であることを考慮しなければならない（SE規則24条1項）。また各当事会社が属する加盟国は、合併に反対する少数株主を適切に保護するための規定についても適用しなければならない（SE規則24条2項）。

一人または複数の独立した鑑定人（当事会社の運営に係る者を除く）は、合併条項案を調査したうえで株主に対して報告書を作成しなければならない（SE規則22条1項）、また鑑定人は各当事会社に対して、その職務の遂行を完全なものとするために必要なあらゆる情報を請求する権限を有する（SE規則22条2項）。なおここにいう「鑑定人」とは、当事会社のうちの一つもしくはSEとなる会社が属する加盟国の司法当局または行政当局により指名された者をいう（EC会社法第3指令10条）。そして各当事会社の株主総会において、合併条項案が承認されなければならないのはもちろんのこと（SE規則23条1項）、従業員関与指令に基づく従業員の関与に関する決定についても決議しなければならない、当該決定の明確な承認を条件としてSEの登記ができることになる（SE規則23条2項1文2文）。

(iii) 手続の適法性に関する検査

当事会社が属する加盟国における公開有限責任会社の合併に関する法律に基づき、各当事会社における合併手続の適法性が検査された後（SE規則25条1項）、当該加盟国における裁判所・公証人その他の検査機関は、合併前になすべき行為および手続が完了したことを終局的に証明する証明書を発行しなければならない（SE規則25条2項）。なお当該証明書を発行する前に、当該加盟国における裁判所・公証人その他の検査機関が合併に反対した場合、当該加盟国に属する会社が合併によるSEの設立に参加できないとする旨を、当該加盟国の国内法で定めることができる（SE規則19条1項）。但しこの合併の反対は公共の利益を理由とする場合にのみ認

められ、司法当局による再審査の対象となる（SE規則19条2項）。

当事会社が属するある加盟国の法律において、株式交換比率に関する検査・修正手続、もしくは少数株主に関する補償手続が定められている場合（合併登記の妨げになるものを除く）、当該手続を定めていない加盟国に属する当事会社に対しては、その会社が明確な同意をした場合にのみ当該手続が適用される。この場合には当事会社の株主が当該手続の適用を受けることについて、合併条項案とともに株主総会において承認されなければならない（SE規則25条3項1文）。さらに当該手続が開始された場合においても、裁判所・公証人その他の検査機関は上記の証明書を発行しなければならない、その証明書には当該手続が進行中である旨を明記しなければならない（SE規則25条3項2文3文）。そして当該手続における決定は、存続会社および存続会社のすべての株主を拘束する（SE規則25条3項4文）。

SEの本店が所在予定の加盟国における裁判所・公証人その他の検査機関は、合併およびSEの設立に関する手続の適法性について検査しなければならない、この検査は公開有限責任会社の合併の場合に照らしてなされなければならない（SE規則26条1項）。その際に各当事会社は、6ヶ月内に発行された当事会社が属する加盟国における証明書（SE規則25条2項）および承認済みの合併条項案の写しを、検査機関に提出しなければならない（SE規則26条2項）。そして検査機関は、当事会社において合併条項案が原案通り承認され、従業員関与指令に基づく従業員の関与に関する決定も決議されたことを特に明示しなければならない（SE規則26条3項）、また本店が所在する加盟国の国内法の手続に従ってSEが設立されたことも明確にしなければならない（SE規則26条3項）。

(iv) 効力発生

前述の手続の適法性に関する検査がなされた後に、指定された本店に登記をすることにより、合併およびSEの設立の効力が発生し（SE規則27条1項2項・12条）、SEは法人格を取得する（SE規則16条1項）。そして当該登記については、SEの本店が所在する加盟国および各当事会社が属する加盟国において公示がなされなければならない（SE規則15条2項・28条、EC会社法第1指令3条）。なお登記前にSEの名称でなされた行為によって生じた債務については、登記後にSEが債務を引き受けた場合もしくは当事者間で反対の合意がある場合を除き、当該行為をなした自

然人・会社・企業その他の法人が、各自連帯して無限責任を負う（SE規則16条2項）。

公開有限責任会社の合併の場合において、資産・権利および債務を当事会社間で移転する前に特別の経緯を経なければ、第三者に対して効力を生じない旨を加盟国の国内法において定めている場合には、当事会社もしくは登記後のSEは当該手続を実行しなければならない（SE規則29条3項）。また当事会社が有する、雇用期間・雇用条件に関する権利義務（国内法・慣習・個別的な雇用契約および雇用関係に基づいて生じたもので、登記の日に存在するもの）は、登記によりSEに移転する（SE規則29条3項）。そしてSEの登記がなされた場合には合併の無効を主張することができないが（SE規則30条1項）、前述の手続の適法性に関する検査がなされなかった場合にはSEの解散事由となる（SE規則30条2項）。

(v) 簡易手続

吸収合併の場合において、一方の会社が他方の会社の株式、および他方の会社の株主総会における議決権が付与されている証券の全部を有する場合には、合併条項案における株式割当に関する事項の記載（SE規則20条1項(b)(c)(d)）、および鑑定人による調査・報告（SE規則22条）が不要となる（SE規則31条1項1文）。この場合においては、各当事会社が属する加盟国における、公開有限責任会社の合併に関する法律（EC会社法第3指令24条に基づくもの）の適用を受ける（SE規則31条1項2文）。また一方の会社が他方の会社の株式、および他方の会社の株主総会における議決権が付与されている証券の90%以上（全部を除く）を有する場合には、存続会社もしくは消滅会社の属する加盟国の国内法において要求されている場合に限り、経営機関もしくは執行機関による報告書、鑑定人による報告書および検査に必要な文書を作成しなければならない（SE規則31条2項1文）。なお加盟国は、一方の会社が他方の会社の株式に付与されている議決権の90%以上（全部を除く）を有する場合に、前述の文書に関する規制が適用される旨を定めることができる（SE規則31条2項2文）。

(3) 持株会社となるSEの設立

加盟国の国内法に基づいて設立され、本店および本社が共同体内に所在する公開

有限責任会社および非公開有限責任会社⁽³⁰⁾は、持株会社となるSEを設立することができ、この場合において当事会社のうち少なくとも2つは、異なる加盟国の国内法の規制を受けていなければならないか、他の加盟国に子会社もしくは支店を2年以上有していなければならない（SE規則32条1項1文・2条2項）。既存の会社が持株会社となるのではなく、新たに持株会社を設立する方式であり、わが国における株式移転（商法364条以下）に類似する。これにより設立されたSEは、その本店が所在する加盟国の国内法における公開有限責任会社として扱われ（SE規則3条1項・15条1項）、持株会社となるSEの設立に関与した会社は存続し続ける（SE規則32条1項2文）。なお加盟国は持株会社となるSEの設立に際して、反対する少数株主、債権者および従業員を保護する規定を適用することができる（SE規則34条）。

当事会社の経営機関もしくは執行機関は、持株会社となるSEの設立条項案を作成しなければならず、それには当該設立が法律的・経済的に正当である旨、および当該設立には株主および従業員の承認を要する旨の報告が含まれていなければならない（SE規則32条2項1文2文）。そして以下の①～⑦に掲げる事項を記載するとともに、当該設立に際して当事会社の株主が持株会社となるSEに提供しなければならない株式の最低割合についても決定しなければならない（SE規則32条2項3文・20条1項）。①SEとなる会社を含めた各当事会社の名称および本店、②株式交換比率および交付金の額、③SEにおける株式割当の条件、④株式その他の証券保有者に対してSEが付与する権利および付与の基準、⑤設立条項案を検査する鑑定人および当事会社の執行機関・経営機関・監督機関・管理機関の構成員に対する特別利益、⑥SEの定款、⑦従業員関与指令に基づく、従業員の関与に関する決定の手續。なお前述の最低割合については、永続的議決権の50%以上が付与されている株式で構成されなければならない（SE規則32条2項4文）。

当事会社は、持株会社となるSEの設立を承認する株主総会の少なくとも1ヶ月

(30) SE規則第二付属書に定められた会社をいい、前掲注(13)に掲げた公開有限責任会社に加えて、ドイツの *die Gesellschaft mit beschränkter Haftung*、フランスの *la société à responsabilité limitée*、イギリスの *private companies limited by shares* もしくは *private companies limited by guarantee having a share capital* などの非公開有限責任会社が該当する。

前に、当事会社が属する加盟国における、EC会社法第1指令3条に基づいて制定された国内法に定める方法により、設立条項案を公示しなければならない（SE規則32条3項）。また一人または複数の独立した鑑定人は、設立条項案を調査したうえで各当事会社の株主に対して報告書を作成しなければならないが（SE規則32条4項1文・EC会社法第3指令10条）、当事会社間の合意がある場合、株主に対して作成すべき報告書を同一のものとする事ができる（SE規則32条4項2文）。なおこの報告書には、会計評価に対して特に異議がある場合にはそれを明示しなければならない、また株式交換比率が公正かつ合理的であるか、株式交換比率の決定に至る手順が適切であるかについても明示しなければならない（SE規則32条5項）。そして各当事会社の株主総会において、設立条項案が承認されなければならないのはもちろんのこと（SE規則32条6項1文）、従業員関与指令に基づく従業員の関与に関する決定についても決議しなければならない、当該決定の明確な承認を条件としてSEの登記ができることになる（SE規則32条6項2文3文）。なお非公開有限責任会社に対しては、これまでの規制に必要な変更を加えたうえで適用される（SE規則32条7項）。

当事会社の株主は設立条項案の承認後3ヶ月内に、自己が有する株式を持株会社となるSEに対して提供する旨を当事会社に通知しなければならない（SE規則33条1項1文2文）。また持株会社となるSEは、前述の期間内に当事会社の株主から設立条項案に定めた最低割合の株式の提供を受け、その他の条件を満たした場合のみ設立が認められる（SE規則33条2項）。さらに前記条件がすべて満たされた場合にはその事実を、当事会社が属する加盟国における、EC会社法第1指令3条に基づいて制定された国内法に定める方法により、公示しなければならない（SE規則33条3項1文）。なお当事会社の株主で株式を提供するかを前述の期間内に明示しなかった者は、その後数ヶ月内に明示しなければならない（SE規則33条3項2文）。そして証券を提供した株主には持株会社となるSEの株式が交付されるが（SE規則33条4項）、手続その他の条件が満たされない限り、持株会社となるSEの登記をすることはできない（SE規則33条5項）。

(4) 子会社となるSEの設立

加盟国の国内法に基づいて設立され、本店および本社が共同体内に所在する会社・企業（EC条約48条2文参照）その他の法人格を有する者は、子会社となるSEを設立することができ、この場合において当事会社のうち少なくとも2つは、異なる加盟国の国内法の規制を受けていなければならないか、他の加盟国に子会社もしくは支店を2年以上有していなければならない（SE規則35条・2条3項、EC条約48条）。これにより設立されたSEは、その本店が所在する加盟国の国内法における公開有限責任会社として扱われ（SE規則3条1項・15条1項）、子会社となるSEの設立に関与した会社は、加盟国の国内法における、公開有限責任会社の形態をとる子会社の設立への参加に関する規定の適用を受ける（SE規則36条）。

またSEは子会社となるSEを設立することもでき、この場合には、子会社となるSEの本店が所在する加盟国の国内法において、公開有限責任会社の株主を2人以上とする規定は適用されない（SE規則3条2項1文2文）。そしてEC会社法第12指令⁽³¹⁾に基づく加盟国の国内法における規定については、必要な変更を加えたうえで適用される（SE規則3条2項3文）。

(5) 転換によるSEの設立

加盟国の国内法に基づいて設立され、本店および本社が共同体内に所在する公開有限責任会社は、その属する加盟国以外の加盟国に2年以上子会社を有する場合、その会社形態をSEに転換することができる（SE規則37条1項・2条4項）。このSEへの転換は、転換する会社の解散および新たな法人の創設をもたらすものではなく（SE規則37条2項）、また本店の変更もなされない（SE規則37条3項）。

転換する会社の経営機関もしくは執行機関は、SEへの転換条項案を作成しなければならず、それには当該転換が法律的・経済的に正当である旨、および当該転換には株主および従業員の承認を要する旨の報告が含まれていなければならない（SE規則37条4項）。また転換する会社は、SEへの転換を承認する株主総会の少なくとも1ヶ月前に、転換する会社が属する加盟国における、EC会社法第1指令3

(31) Twelfth Council Directive 89/667/EEC of 21 December 1989 on single-member private limited-liability companies (OJ L 395, 30 December 1989, p.40).

条に基づいて制定された国内法に定める方法により、転換条項案を公示しなければならない（SE規則37条5項）。またSEへの転換を承認する株主総会の開催前に、一人または複数の独立した鑑定人は、EC会社法第2指令の規定に必要な変更を加えた手続きに基づき、転換する会社の資産が少なくとも資本および積立金と同等以上であり、国内法もしくは定款により分配が禁止されていることを証明しなければならない（SE規則37条6項・EC会社法第3指令10条）。

転換する会社の株主総会において、転換条項案およびSEの定款についての承認がなされるが、この決定はEC会社法第3指令7条⁽³²⁾に基づいて制定された、加盟国の国内法に規定されている方法によらなければならない（SE規則37条7項1文2文）。また加盟国は、転換する会社の機関において従業員の関与が認められている場合、当該機関の有効投票の過半数もしくは全会一致により、SEへの転換ができる旨を定めることができる（SE規則37条8項）。そして転換する会社が有する、雇用期間・雇用条件に関する権利義務（国内法・慣習・個別的な雇用契約および雇用関係に基づいて生じたもので、登記の日に存在するもの）は、登記によりSEに移転する（SE規則37条9項）。

(6) SEの公開有限責任会社への転換

設立から2年以上経過し、もしくは年次報告書の承認が設立後に2回なされているSEは、本店が所在する加盟国の国内法に基づく公開有限責任会社に転換することができるが（SE規則66条1項1文2文）、この公開有限責任会社への転換は、転換するSEの解散および新たな法人の創設をもたらすものではない（SE規則66条2項）。

転換するSEの経営機関もしくは執行機関は、公開有限責任会社への転換条項案を作成しなければならず、それには当該転換が法律的・経済的に正当である旨、および当該転換には株主および従業員の承認を要する旨の報告が含まれていなければならない（SE規則66条3項）。また転換するSEは、公開有限責任会社への転換を

⁽³²⁾ EC会社法第3指令7条1項は、加盟国の法制において、承認決議が、総会において代表された証券に属する議決権の3分の2以上、または総会において代表された引受資本に属する議決権の3分の2以上の多数をもってなされるべき旨を定めることを要求する。なお当該規定の日本語訳について、山口・前掲注⁽¹⁸⁾136頁以下参照。

承認する株主総会の少なくとも1ヶ月前に、転換するSEが属する加盟国における、EC会社法第1指令3条に基づいて制定された国内法に定める方法により、転換条項案を公示しなければならない（SE規則66条4項）。また公開有限責任会社への転換を承認する株主総会の開催前に、一人または複数の独立した鑑定人は、転換する会社の資産が少なくとも資本および積立金と同等以上であることを証明しなければならない（SE規則66条5項・EC会社法第3指令10条）。転換するSEの株主総会において、転換条項案および公開有限責任会社の定款についての承認がなされるが、この決定はEC会社法第3指令7条に基づいて制定された、加盟国の国内法に規定されている方法によらなければならない（SE規則66条6項）。

（2004年10月20日稿）